

中京麩屋町通笹屋町地区計画

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○地区計画の目標

中京麩屋町通笹屋町地区は、御所の緑が望見できる麩屋町通に面し、家具商が並ぶ夷川通を南の境とする町で、職と住が共存する落ち着いた市街地を形成しています。

今後とも、この職と住が共存し、各世代が共に生活できる快適なまちづくりを進めることを本地区の地区計画の目標とします。

○土地利用の方針

子供から老人までの各世代が共に定住できる住商混在型の市街地形成を図ります。

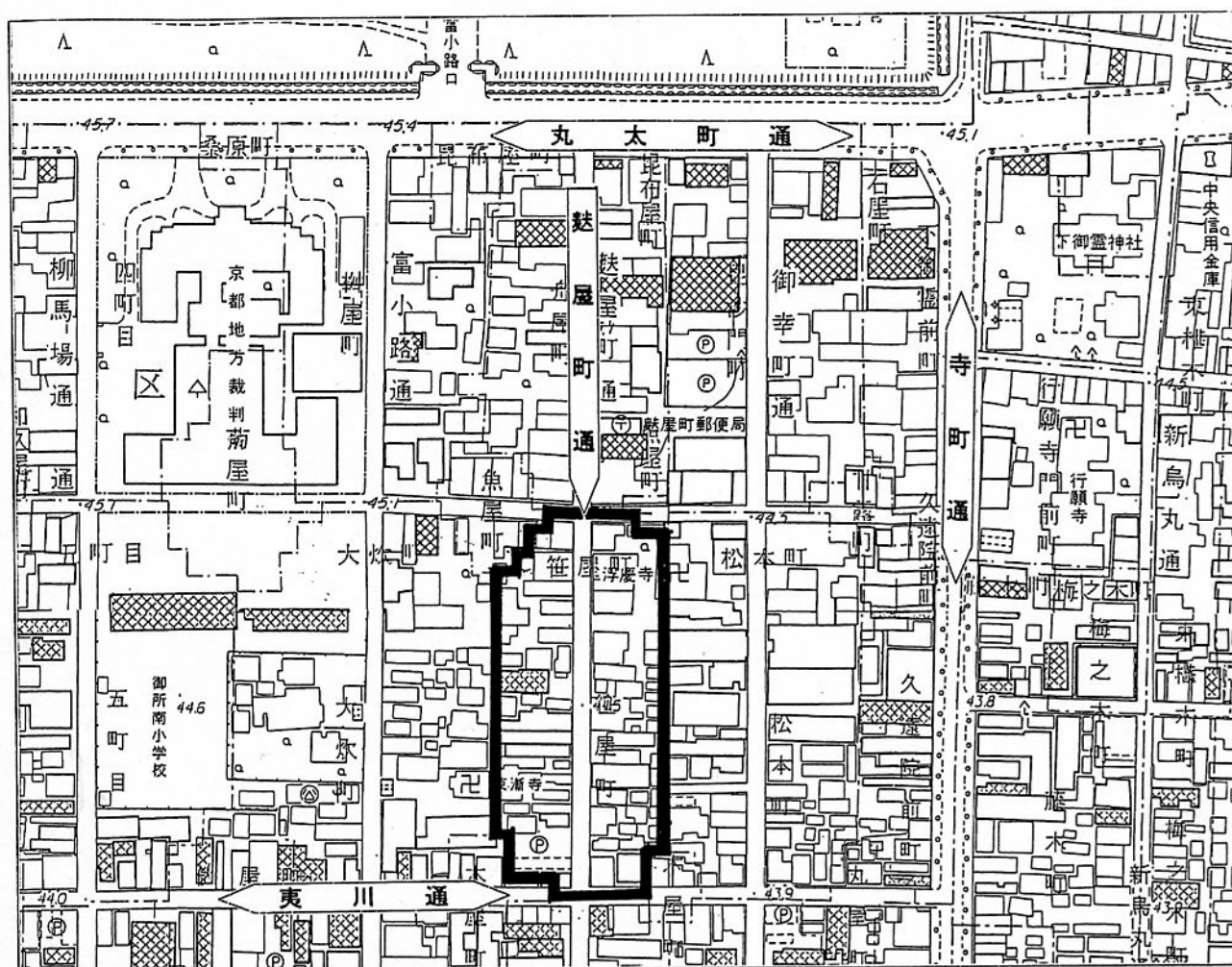
○建築物等の整備方針

定住環境の整備を図るとともに、当地区の落ち着いた町並みを保全するため、建築物の用途及び高さについて必要な規制・誘導を行います。

【地区計画の区域】



【地区整備計画】



建築物等の用途の制限

次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

- 1 寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で地上階数が3以上のもの
- 2 住宅戸数のうち、床若しくは壁又は戸で区画された各住戸の床面積が39㎡以上のものが3分の2未満である共同住宅
- 3 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 4 待合、料理店、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの
- 5 個室付浴場業に係る公衆浴場

建築物等の高さの最高限度 15m
(商業地域内にあっては、20m)

お問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
TEL (075) 222-3505